

(議長)

それでは会議を再開致します。

次に、町民福祉課所管の予算並びに関連議案について一括補足説明を求めます。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

おはようございます。(「おはようございます」の声。)

それではですね、町民福祉課が所管する予算について、予算資料の事務事業一覧により新規事業並びに主要な事業に絞りまして説明させていただきます。

えー始めに予算資料の8ページをお開き下さい。

住民運動対策費、事業No. 49番、町内会自治会活動支援につきましては、昨年度と大きな変更はございません。

えー次に、事業No. 64番から68番の戸籍住民登録費でございます。前年と比較して特に説明が必要な事業と致しましては、No. 67番の戸籍住民登録事務が戸籍総合システムの標準化により、令和7年度内に現行のサーバーをデータセンターに移行することに伴い、129万5千円増の508万4千円で予算計上させて頂いておりますが、この事業は、七飯町など渡島、檜山6町でデータセンターを利用することにより、通常より経費は圧縮され、節減、節減されているものでございます。

次に68番の戸籍総合システム改修につきましては、新規事業で、戸籍法などの一部改正などにより、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を記載することになった事に伴い、振り仮名確認のために江差町に本籍が有るものについて、確認通知を送付し、回答して貰う事になりますが、通知用の振り仮名データ及び通知用圧着はがき作成業務の委託及び振り仮名確認のためのシステム改修経費を392万5千円で予算計上させて頂いております。

次に、事業No. 75番から80、失礼しました。75番から78番の社会福祉総務費でございますが、No. 76番の江差町社会福祉協議会の運営補助については、新規事業として、社会福祉専門員1名の増の経費により、前年対比で427万7千円増の1,227万、えー失礼致しました。1,022万7千円で予算計上させて頂いております。

これは現在配置している地域福祉専門員1名の事務量を、が増加している現状にあり、1名では対応出来ない状況にあることや、高齢化や認知高齢者の増加、江差町地域福祉計画の更なる充実、活性化、町との災害時の相互協力体制の整備のため、災害ボランティアセンターの設置、運営マニュアルなどを策定などのために江差町社会福祉協議会から新た

に地域福祉推進員を配置するための要望が有ったものであり、地域ニーズの対応、更なる地域福祉の充実活性化の必要性からも1名増員の運営補助をするものです。尚、その他の事業につきましては、昨年度と大きな変更はございません。

次に予算資料8ページから9ページの事業No. 81、82番の社会福祉施設費でございますが、これにつきましては昨年度と大きな変更はございません。

次に予算資料9ページの事業No. 96番から101番の障がい者福祉費でございます。

各事業とも近年の実績などを勘案しての予算計上となっておりますが、事業NO. 96番の障がい福祉サービスなど給付が、前年対比で1,270万6千円増の5億2,953万5千円で予算計上させて頂いております。これにつきましては、報酬改定及び利用者の増加による扶助費の増で、実績に基づく増額で予算計上させて頂いているところでございます。

また、事業No. 100番の障がい者医療給付が、前年対比で765万7千円減の2,431万3千円で予算計上させて頂いております。

これにつきましては、えー生活保護受給者の退院や死亡に伴い、3名対象者が減少していることから、実績に基づく同じく、実績に基づいて減額でこちらの方は予算計上させているものでございます。その他の事業につきましては、前年とそれほど大きな増減はございません。

次に予算資料9ページの事業No. 109番から120番の12事業が児童福祉総務費となっております。

えー事業No. 110番の町立学童保育所運営につきましては、新規事業として、学童保育所の長期休業期間などにおける食事提供事業を計上しておりますが、この事業につきましては、えー長期休業期間などにおいて、えー実施方法につきましては業者が、えー学童保育所に昼食を配達する方法により食事を提供するもので、利用料は保護者の実費負担とし、予算額は19万8千円を計上させて頂いております。

また、前年と増減が大きいものと致しましては、No. 111番、子供発達支援推進については、前年対比で186万4千円の増となっておりますが、これは上ノ国のこども発達支援センターへの江差町からの利用割合が増えている事によるものです。

また事業No. 114番、児童手当支給が昨年10月からの制度改正による対象範囲などの拡充による増で、前年対比で2,425万4千円増の、えー7千飛んで、飛び飛び4万円で、予算計上させて頂いているものでございます。

次に、No. 117番の子供子育て支援新制度に係る、子供、失礼しました。子供子育て支援制度、新制度に係る認定こども園の施設給付につきましては、前年対比で354万4千円増の7,001万6千円で予算計上させて頂いておりますが、これは公定価格の単価改定による扶助費の増によるものです。

次に、事業No. 119番、放課後デイたまみずき移送サービスについては、実績による見込み減により、本年度は20、失礼しました245万4千円で予算計上とさせて頂き、事業No. 120番、子育て世帯の新築中古住宅購入事業は、対象見込み増により前年対比で450万円増の1,350万円で予算計上させて頂いております。

え一次に、事業No. 122番の児童福祉施設費の子育て支援センター整備につきましては、新規事業として、令和8年度開設の北部保育所統合に向けた道立病院院内保育所の改修経費で、改修工事費及び確認手数料や工事監理委託料を計上し、9,348万1千円を予算計上させて頂いております。

予算説明の最後になりますが、予算資料10ページの事業No. 125番から126番が常設保育所費となります。

No. 125番の常設保育所運営につきましては、新規事業として3つの事業を計上してございます。

まず始めに保育所の給食米飯提供事業として、現在保育所で毎月1回実施している3歳以上の園児への米飯提供を平日毎日の提供とするものでございます。尚、土曜休日保育にかかる昼食代は保護者負担として業者に委託することとし、えー事業が休みの日曜日につきましては、弁当を持参して頂くことで、77万円の予算計上をさせて頂いております。

次に、かもめ保育園の創設時から使用している令和7年度で16年目を迎えるかもめ保育園調理室の大型冷蔵庫につきましては、故障や不具合が続くようになっており、部品も製造されなくなっていることから、取り替えに係る経費164万3千円を予算計上させて頂いております。また同じく、かもめ保育園の電気設備である気中開閉器が耐用年数15年を経過し、故障すると停電となることから取り替えに要する工事に係る経費194万7千円を計上させて頂き、前年対比で414万4千円増の2,442万1千円で予算計上させて頂いているところです。

またNo. 126番の保育所広域入所については、主に公定価格の増額改定に伴い、前年対比で104万4千円増の151万8千円で予算計上させて頂いているものでございます。

以上が、町民福祉課所管の予算に関する、えー説明となります。

最後にですね、条例の制定並びに一部改正についてご説明致します。

まず始めに、議案第23号の江差町家庭的保育事業などの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、議案書の101ページから103ページ、議会資料は46ページから48ページの資料No. 22をお開き願います。

今回の条例改正につきましては、国の関係する基準などが改正されたことにより一部改正するものでございまして、改正内容につきましては、栄養士免許を所有せずとも管理栄養士となることが可能になることを受けて、内閣府令で定める各施設の基準において、栄養士の配置などを定めている部分について管理栄養士を追加するものや、保育の必要性の認定に係る保育の所要時間要件を月に48時間から60を64時間の範囲に関わらず市町村が定めることを可能とする期間を国の規則施行後50年から規則施行後15年に延長することなどを規定するもので、施行日につきましては令和7年4月1日とするものです。

次に議案書、あー失礼しました。議案第24号の江差町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、議案書の105ページから107ページ、議案資料につきましては、51ページから55ページの

資料No. 23をお開き願います。

えー今回の、えー条例改正につきましては、先ほどと同じく、国の関係する基準などが
かいけ、改正された事により一部改正するもので、改正内容は保育の必要性の認定に係る
保育の所要時間要件を月に48時間から64時間の範囲に関わらず、市町村が定めること
を可能とする期間を国の規則施行後10年から規則施行後15年に延長することなどを
規定するもので、施行日は、えー令和7年7月1日とするものです。

最後に、議案第31号の江差町性の多様性に関する条例の制定につきましては、議案書、
えーこれについては、別冊って言うか、別刷りになってますが、その2の方になります。
えーそれで2ページから3ページ、資料につきましては同じく、定例会資料No. 2の1
ページの資料32、31をお開き願います。

えー本条例につきましては、江差町において、誰にとっても望まない要因のツール化を
目指す不幸ゼロのまちの実現の一環として、性の多様性への社会的理解が促進され、町民
1人1人が、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが自分らしく誇りを持って暮らせるま
ちとなることを明確にするため、条例により、パートナー、パートナーシップ制度を導入
するという内容のものでございます。

えー尚、条例案及び規則案の概要につきましては、1月29日から2月27日までの3
0日の期間を設け、パブリックコメントを実施したところ、5件の意見が寄せられました。
内容につきましては、賛成3名、参考意見1名、反対1名と言う事でございました。その
内ですね、1名の方からの意見を受けまして、条例案の第8条第3項について調整、修正
を加えました。

えーそして導入時期につきましては、令和7年4月1日とし、条例の条文は10条から
構成されておまして、議案の通りとなっているところでございます。

また、別冊で手引きを配付しておりますが、資料として規則案及び利用可能な町のサー
ビスなどを添付しておりますのでご参照願います。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願い致します。

(議長)

以上で説、補足説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。1点お聞きします。社協に、えー福祉活動専門員を配置するという事で、まあ現
状1名が2名に拡充。えーまあこれは、本当に社協からも、まあ要請有ったでしょうし、
私も、えー一般質問等で町としての社協への支援と言う事を言ってきました。えー本当に
今回1名増えて、増えると言う事で、大変良かったなと思います。

それでちょっとお聞きしたいんですが、この1名について、まあ社協と色々話し合いをきっとして来たと思うんですが、主にどのような仕事の展開を、えー考えていらっしゃるのか、まあ町でおさえてる部分ですね。

それから、特にその仕事の分野においては専門性を要するところもあるかと思うんですが、何か資格的な、その専門員のですね、何かそこも考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと言うのがまず1つです。

併せてなんですが、社協の、私色んな意味で町の支援が必要だと言う事をこの間言ってきました。たまたま去年12月に町民福祉課ではないんですが、お隣の高齢あんしん課主催で、えー地域の色々そういう地域福祉の事をやっている団体・個人の方が七飯の社協に行って勉強してきました。私も参加しました。本当に参加した方々、ま、私もそうなんですけれども、七飯町の社協の活動の、まあ素晴らしさと言いますか、多面的にやってると言う事を改めて勉強して来たんです。

それで、私、今回この1名増えたと言う事、本当に、あの一喜ぶものなんですけれども、社協のあるべき姿というのはやはり町が一緒になってどうやって地域福祉、計画ありますね、町の計画。社協の実践計画。それをどうやって実践して行くか、実行して行くかと言う事を一緒にやって行く。で、そのためにはこういう人も要るし、場合によっては、町として事業を委託すると言う事で仕事を回して行くと言う事が、例えば近隣の七飯だけじゃなくて、社協やってるんですけども、今回こう1名増やすという町としての考え方、そういう社協の在り方と言う事を色々加味して、協議して、江差の社協からも要請があつてこうだと言う事できっと1名増やしたと思うんです。今後の社協の在り方、町としての関わり方と言う事を改めて私、あの一考え方をしっかりちょっとお聞きしたいなと思います。その点についても一緒に質問します。

「町民福祉課長」

町民福祉課長。

(議長)

町民福祉課長。

「町民福祉課長」

えーとですね、現在いらっしゃる地域福祉専門員につきましては、資格ですね、社会福祉士、精神保健福祉士、ケアマネなどの資格を持ってるものですから、相談業務については非常に、あの一利用が増えている状況になります。

それで出来ればですね、採用する方につきましても、資格を取った方を採用したいって言う、町も思っていますし、社協も思っているんですが、どれだけのあの一ちょっと町内で募集して、あの一出て来るかって言うのは、ちょっと何とも言えないんですけども、あの一、まず経験者で資格を持った方をお願いしたいなと思っていますところなんです。

それで、えーと先ほどのですね、あの地域福祉計画、これから、あの一実践計画なんか

も作ることになります。それで、あの一今ある、あの一社協の検証もさせて頂きました。で、ボランティア活動の推進につきましては、災害の方は非常にあの一特化してるんですけども、通常のボランティア活動については、ちょっと弱いなど、今のところ。それと、高齢者福祉活動の推進で見守り活動については、これもちょっとあの一弱いって言う事もあるって、こういった部分につきまして、あの一また力を入れて欲しいと言う事でお願いしているところでございます。

あと、七飯町の社協につきましてはですね、あの一事務局長も、町の事務局長も、あの一行きまして、勉強してこれからですね、社会福祉協議会の活動を今まで以上に、まあ盛り上げて行きたいと言う事と、当然ですね、先ほど申し上げた地域福祉活動があるんで、あの一町の方も密接に関わりながら、こういった事業を推進して参りたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い致します。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えー私の方からは、1点について質問致します。

えーと一子育て世帯の新築、中古住宅購入助成でございますけれども、今年度、対比50%の予算が増えております。先ほど課長の説明では、対象となる世帯が相当見込まれるという説明でございました。

さて、そう言う事からして、えーこの対象年齢は、お子さんの対象年齢が0歳から何歳くらいまでの対象を、この子育て世帯というふうに見るのか。

それとももう1点はですね、新築、中古、昨年度実績でどの程度あったかお知らせ下さい。

(議長)

町民福祉参事。

「町民福祉参事」

はい、ただいまの質問にお答え致します。

えーと、まず子育て世帯の対象年齢は、えー0歳から18歳までと言う事で押さえております。

そして令和6年度の実績ですけれども、えー新築で6件、中古住宅の取得が1件、7件になってございます。で、えーと昨年度も、あの途中で補正予算の議決頂いた経緯もありまして、新年度につきましては、もうちょっと増やした中で見込んでおるところでございます。よろしくお願いします。

「飯田議員」

はい。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

確か昨年の決算委員会で質問をさせて頂いた記憶ございます。

まあ新築の場合ですね、確か地元業者そして町外のハウスメーカーを同じ助成額だったというふうに記憶しております。今年もそういうような中身は同じなんでしょうか。

私は去年の質問の中では、来年度の運用に向けて検討して参ります、そういう答弁を頂きましたので、おそらく今年は地元の事業者を育成という意味からしても、やっぱり町外のホームセンターで家を新築する場合と、地元工務店を使う場合は補助金に差をつけて然るべきだというふうに私は思うんですよ。その点、今年はどういうふうに改善されたのか、お答え下さい。

(議長)

町民福祉参事。

「町民福祉参事」

はい。昨年も、今お話有りましたように、質問を頂きました。

それで、えーと現在、新築住宅の取得につきましては、えーと町、新築住宅の取得につきましては、150万円が助成金の上限となっております。

そして町内の業者を利用された場合には50万円の差をつけて、上限200万円という設定になってございます。

昨年あの一、ご質問頂いた後に、令和5年度から始まった事業でございまして、5年度、6年度この助成を利用された方に実際にアンケート調査も取りました。で、えーと、今50万円の差額がもっと大きければ、えー町内の業者を利用された可能性ありましたかって言う事で、半数が利用される可能性は有りましたと。もう半数は差額に関わらず、町外の業者ハウスメーカーを利用する予定でしたというお答えがありました。

で、えーと令和5年度から始まったばかりの事業でございまして、えーもうちょっと年数かけて利用動向を見ながらですね、その差を広げるかどうかについては、また改めて検討して参りたいと思っております。新年度につきましては、現在と同じ町内と町外業者の差額50万円差額をつけた中で進めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

ま、結果的に去年と新しい始まった事業なんで、えー昨年と同じというプラス50万ですか。確かに住宅を建てた方のそういう意向調査をされたようでございますけれども、どうせやる事業ですから、やっぱり子育て世代に対する支援も大事ですけれども、どうせ作る制度ですから、やっぱり地元企業の育成という観点もですね、これは大事なことですから、念頭にしながら、ま、新年度はそれで走るとしても、これからに向けてやっぱり是非そういうような配慮をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(議長)

町長。

「町長」

この部分については町長公約の部分でございますので、私から答弁させていただきます。

先ほど担当参事からも説明させていただきましたけれども、じゃあその差額がいくらが妥当なのか、もしいくら差をつけたら地元の事業者さんを活用して頂けるかと言う事を利用された方からの聞き取りをした結果、まだその差額を改定するまでの結論には至らない、至っていないと言う事。

また先ほど参事言いましたけれども、制度を始めたばかりで、えーその金額を変えてしまうと地元事業者を使った方がいらっしゃいますので、そうするとすぐ制度を変えてしまうと不公平感も有ると言うところで、しっかりですね、年次を区切って、ある程度のスパンを区切ってですね、制度について見直しをかけて行くというような段取りで行って参りたいというふうに思っていますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

他に質疑希望ありませんので、町民福祉課所管の予算並びに関連議案についての質疑を終わります。

えー説明員入れ替えのため11時5分まで休憩致します。

休憩 10 : 56